

令和4年度 事業計画

第I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、令和元年度には65歳以上の人口は3,589万人となり、総人口に占める割合である高齢化率は28.4%となった。令和18年には33.3%となり、3人に1人が65歳以上の者となるとともに、令和35年には人口が1億人を割り9,924万人となると推計されている。

広島県においても令和3年1月の高齢化率は、29.2%となっており、対前年比0.3%上昇し、全国の状況と同様に高齢化が進んでいる。

このような中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献してきたところである。

しかしながら、会員となりうる高年齢者層が増加しているにもかかわらず、企業における65歳までの継続雇用の定着等により会員の減少に歯止めがかからない状況であったことから、入会促進事業を最重点事業として取り組んだ結果、平成30年度、令和元年度と連続して微増したものの、その後の新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）拡大の影響等を受け、令和3年度における会員数は減少に転じる見込みである。

令和3年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業には70歳まで就業機会を確保することが努力義務とされたことなどにより、ますます高年齢者の就業ニーズが変化し多様化する中で、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るとともに、地域社会に貢献する公共性・公益性の高いセンターへの期待や求められる役割が大きくなっている。

当連合会は、昨年度の実績及び課題を踏まえ、また、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「広島県シルバー人材センター連合第5次事業推進計画」に基づき、①会員拡大、②契約金額の増加、③就業延人員の増加及び④安全就業の推進等の具体的な数値目標を掲げて、連合会及びセンターが一体となって、積極的な事業運営に取り組むこととする。

第Ⅱ 重点事業

第Ⅰの基本方針に基づき、次の3つの柱を重点に置き第Ⅲの事業実施計画により、積極的・効果的な事業の展開を図ることとする。

1 会員拡大【目標会員数 13,838人】

高齢化が急速に進展している中で、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるように、また、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員拡大」が最重要課題であることから、効果的な入会勧奨活動を展開するとともに、退会抑止の取組と併せて、会員拡大に努める。

なお、第2次会員100万人達成計画については、コロナの影響により、令和4年度当初の会員数と目標の差が大きく乖離するため、当面本年度の目標数は、コロナ前の水準（令和元年度の会員数）に回復させることとする。

ただし、令和3年度の推計値において、97.6%以上の目標達成率となるセンターは、引き続き現行の目標を適用することとした。

また、女性会員比率が低いことや、60歳台前半層に無業者である女性が多いことなどから、女性部会の設置など女性会員加入の取組を強化する。

2 受注・就業機会の拡大

【目標契約金額 6,378,131千円】【目標就業延人員 1,245,543人日】

会員の就業ニーズは多様化しており、特に、会員及び入会者の高齢化に伴い、事務職などのホワイトカラー系職種従事者の入会希望者が増加することが見込められるため、これに対応した就業開拓を行うこととする。また、発注をみると除草、剪定等の従来型が大半を占めており需給のミスマッチとなっているため、新たな就業機会・職域開拓を推進する。

さらに、請負・委任では発注者の要請に応えられない業務が増大しており「適正就業ガイドライン」の周知の徹底による派遣事業の新規就業を拡大する。

3 安全就業の確保【目標傷害事故件数 70件以下】

「安全は全てに優先する」という基本理念のもと、安全意識の高揚に努め、連合会と各センターが連携して、重篤事故の撲滅とこれに繋がる就業中・就業途上の事故防止に向けた安全対策を強化する。

第Ⅲ 事業実施計画

《シルバー人材センター事業》

1 受託調整事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するために、就業場所が県内の複数地域に亘る仕事について、関係センターとの調整を行う。

また、民間企業及び官公庁から有償で仕事を受注し、関係センターとの連携により県内のシルバー会員に情報提供する。

2 職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

職業紹介事業の的確な実施に努めるとともに、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して、職業紹介責任者講習会の受講を推進する。

(2) 労働者派遣事業

労働者派遣事業の適正な業務運営を実施するとともに、派遣元責任者及び派遣事業従事者に対して、派遣元責任者講習の受講を推進する。

また、令和2年4月1日から「シルバー派遣事業の業務集中化（連合本部中心型への移行）」（以下「業務集中化」という。）を実施しており、より一層円滑に推進するため、連携のための会議等を開催するなど、各センターとの連携を図る。

ア シルバー派遣事業運営委員会の開催

イ 労働者派遣法に基づく派遣労働会員のための教育訓練の計画的な実施

3 技能開発を中心とした就業支援

広島労働局から受託する高齢者活躍人材確保育成事業（以下「育成事業」という。）を活用し、センターの周知・広報を行うとともに、未就業会員、未入会者及び職種転換・スキルアップを希望する会員の技能開発を中心とした就業支援を行うための技能講習等を実施することで、新規会員の確保及び会員の就業拡大に繋げるものとする。

4 第Ⅱ「重点事業」1～3を推進するための指導・相談、支援等

(1) 普及啓発事業

シルバー事業に対する県民各層の理解が進むよう、あらゆる機会を通じて「意義・理念」の周知に努めるとともに、会員拡大を図る。

- ア 広報誌「連合のあゆみ」(年1回)の発行
- イ 広報誌「m o ・ m i ・ j i」(月刊)の発行
- ウ 普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成・配布
- エ 普及啓発促進月間及び「シルバーの日」を中心とした啓発活動の展開
- オ 地域の関連イベント等への積極的な参加
- カ ホームページや新聞チラシ等を活用した周知・広報
- キ 図書・ビデオ等を活用した啓発
- ク 企業等に対する高齢者の就業ニーズの調査
- ケ 広島県商工会連合会をはじめとする経済団体等との連携による定年退職予定者、再雇用満了予定者等への入会促進
- コ ハローワーク等関係機関等との連携強化
- サ 社会福祉団体、NPO、県人会及びTAU等との連携強化
- シ 独自事業及びボランティア活動に関する情報の収集・提供

(2) 就業開拓・開発推進事業

- ア 広域展開企業や女性・ホワイトカラー層を意識した就業開拓
- イ 経済団体等を通じた人手不足企業へのセンター活用の提案
- ウ 担当者研修会の開催など福祉・家事援助サービス事業の推進支援
・福祉・家事援助サービス研修会の開催
- エ 独自事業の開発及び取組や、独自事業マルシェの積極的な活用支援
- オ 「シルバーしごとネット」を活用した就業開拓の推進
- カ 育成事業を活用した企業等に対する高齢者の就業ニーズの調査結果の活用
- キ 地方自治法に定める随意契約特例条項の適用等についての要請活動

(3) 安全・適正就業対策推進事業

「安全就業推進基本計画」、「高齢運転者等に係るガイドライン」及び「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」に基づき重篤事故の撲滅をはじめ事故防止対策を進める。

また、受注分野の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、就業にあたっては、厚生労働省が作成した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の遵守の徹底を図り、適正な就業を確保する。

- ア 安全就業対策委員会の開催による安全就業計画の策定
- イ 安全就業対策委員による安全パトロールの実施
- ウ 「安全・適正就業強化月間」を中心とする取組
 - ・安全就業担当者研修会の開催（広島会場及び福山会場）
- エ 「高齢運転者等に係るガイドライン」及び「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」を遵守した事故の根絶
- オ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保
 - ・適正就業担当者会議の開催

（４）研修事業

シルバー事業全般に亘たる理解と関係知識の習得により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会を開催するとともに、全国シルバー人材センター事業協会及び中国ブロックシルバー人材センター連合協議会が実施する研修会等に参加する。

- ア 役職員研修会の開催（定時総会に併催）
- イ 全国シルバー人材センター事業協会主催の研修会等への参加
- ウ 中国ブロックシルバー人材センター連合協議会主催の研修会等への参加及びセンターへの積極的な参加勧奨
- エ センターの業務推進及び人材育成のための研修会等の開催

（５）センターの運営等に関する指導・援助活動

年間計画による個別指導に併せ、センターからの要請に応じて、訪問又は会議の開催等により活動拠点が抱えているインボイス制度導入をはじめとする運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言・指導等を行う。

- ア 個別指導
- イ 要請に基づく相談・援助
- ウ 理事長会議の開催
- エ 事務局長会議の開催（年２回開催）

オ 委託事業説明会の開催

(6) 委託事業の実施

広島労働局から受託する育成事業を活用し、地域の事業主団体等の協力を得て、未入会員である県内の高齢者を対象に就業機会の確保に資するための技能講習等を次により実施し、会員拡大に繋げるものとする。

ア 企業等に対する高齢者の就業ニーズ等の調査

イ 各種技能講習会の実施

ウ 就業体験の実施

エ 委託事業説明会の開催

オ 女性を中心とした会員獲得及び企業等からの仕事の受注を目的とした周知・広報

(7) 調査研究事業

高齢者の就業ニーズ及び社会・経済情勢の変化に応じたシルバー事業の展開について、これに資する調査、研究を実施する。

ア 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査

イ その他、シルバー事業の運営に必要な調査

(8) センター設置促進事業

未設置地域を解消し、県内全ての地域において、シルバー事業への参加が可能となるよう、広島労働局及び広島県と連携し国庫補助団体（センター）への移行を含めた支援を行う。

5 コロナ禍におけるセンターへの指導、援助

(1) 会員拡大の取組

入会説明会の場所を広い会場に変更、または実施回数を増やす等により三密を避けた上で、マスクの着用厳守、アルコール消毒など感染予防・拡大防止措置を徹底して実施する。

また、非接触型の取組として、「WEB上での入会説明」や「オンライン入会申込」などを検討するとともに、マスメディアを利用した広報に積極的に取り組む。

(2) 就業開拓への取組

コロナ禍で困りごとが多いということは、そこにシルバーのビジネスチャンスも潜んでいると考え、人手を必要としている地域の困りごとなどの分野や、コロナ禍にあって仕事が増える分野・業界団体等に関する情報を積極的に収集し、アプローチすることにより新たな職域を開拓する。

また、既存の業務でも、コロナ禍で困っている人の手助けをするという観点に立ち積極的に業務のPRを行う。

会員の就業を確保するという観点からは、当面比較的感染リスクの低い屋外作業を中心に開拓して提供する対応も検討する必要がある。

(3) 就業現場における感染予防・拡大防止対策の徹底

コロナ禍にあっては、多くの会員が不安を抱えながら作業していることから、就業現場での感染予防・拡大防止対策の徹底を図るため、三密を避ける、マスクの着用、アルコール消毒の実施等できることは全て実施し、安心して働くことができる環境の整備を図る。

そのうえで、実際の就業現場において会員が不安を感じていないか把握するとともに、就業現場での感染予防・拡大防止に十分な確信が持てない場合は、仕事を受注しないという選択肢もやむをえないことを考慮する。

(4) 退会抑制の取組

コロナ禍により新入会員の大幅な伸びは期待できない中、これまで以上に退会の抑制に力を入れる必要があることから、きめ細やかな就業相談等を行うとともに、これまで継続していた就業先が無くなった会員には、今後の就業希望を把握し、できるだけ早期に新たな就業先を提供するよう努める。

また、就業以外でもセンターの会員であることでメリットがあると感じられるような仕組みづくりや制度について検討する。

《法人管理事業》

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するため、各種会議を開催する。

- (1) 定時総会(6月)
- (2) 定時理事会(3回以上開催)
- (3) その他

2 事業運営等に係る進捗管理

事業推進計画策定委員会による「事業推進会議」を開催し、「第5次事業推進計画」の初年度目(令和3年度)の実施状況について点検・評価を行い、計画的な事業の進捗管理を実施する。

3 会計処理体制(内部牽制体制等)の確立と会計処理の適正化

会計事故の未然防止に努め、会計処理体制(内部牽制体制等)を確立し、会計処理の適正化を図る。